

財政健全化の平成 26 年度の取り組み状況 及び 今後の取り組みについて

1 平成 26 年度の取り組み状況

財政健全化推進協議会、財政健全化推進市民会議、市民との意見交換会などを通じて、事務事業の見直しや、財政健全化推進計画 及び 公共施設配置適正化基本計画の策定など、財政健全化の取り組みについての意見交換を行いました。

これらの意見交換を踏まえ、財政健全化推進市民会議から、市に裁量のある事務事業のうち、平成 26 年度に引き続き検討することとした事務事業の見直しに関する報告書と、財政健全化推進計画 及び 公共施設配置適正化基本計画に関する報告書の提出を受けました。

財政健全化推進計画 及び 公共施設配置適正化基本計画については、財政健全化推進市民会議からの報告書に加え、パブリックコメントの結果も踏まえ、3月に策定します。

2 今後の取り組みについて

(1) 取り組み項目

① 市役所内部の取り組み

引き続き、内部事務の効率化による事務経費の削減、職員数の削減や給与の適正化等による人件費の削減、債権の徴収率の向上等による歳入の確保に取り組みます。

平成 27 年度は、債権管理対策の強化などに重点を置きます。

② 事務事業の見直し

財政健全化推進市民会議から提出された事務事業の見直しに関する報告を踏まえて、各事業について具体的な見直し内容を決定します。

③ 公有財産の有効活用

ア) 未活用地の活用の強化

土地開発公社から引き継いだものを含め、未活用地の活用（売却・貸付等）を一段と進めます。

イ) 公共施設配置の適正化

公共施設配置適正化基本計画に示す施設種別ごとの方向性や個別施設の設置・利用状況等を踏まえ、個別施設の具体的な適正化手法やスケジュールを示す公共施設配置適正化実行計画の策定（平成 28 年度）に向けた検討を進めるとともに、見直し可能な施設については先行して取り組みます。

④ 受益者負担の適正化

対象とする経費や受益者負担割合の考え方等を定めた受益者負担算定の指針を策定し、使用料、手数料等の見直しの検討や新たに徴収すべき受益者負担の洗い出しを進めます。

⑤ 人口の維持・増加を目指す取り組み

より多くの方から「住みたい、住み続けたい」と思われるまちの実現に向けて、①「子どもを産み、育てたい」と思われるまち、②誰もが安心して暮らし続けられるまち、③まちのイメージアップに向けたPRを3つの柱に取り組みを進めます。

(2) 取り組みの進め方

① 重点テーマの決定及び見直し案の公表

各取り組み項目についての重点テーマを決めて市役所内部での検討を進め、第2四半期（7月～9月）を目途に、市の見直し案を提示します。

② 市民、市議会との協議等

提示した市の見直し案について、財政健全化推進協議会、財政健全化推進市民会議、市民との意見交換会などを通じて市民、市議会と協議していきます。

③ 見直し内容の決定及び公表

市民、市議会の意見を勘案して見直し内容を決定し、第4四半期（1月～3月）に公表します。